

## **[事案 2022-114] 損害賠償請求**

・令和5年2月28日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、保険料相当額および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成21年10月に契約した終身医療保険（契約①）を、令和3年2月に乗合代理店を通じて他社の終身医療保険（契約②）に切り替えた。しかし、以下等の理由により、契約②の保険料相当額および慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集人は、契約①が令和4年9月（60歳）で払込満了になることを説明せず、払込満了前に解約するよう勧めた。
- (2)契約②の払込期間が終身であることの説明がなかった。契約②に切替えたことで、本来は発生しないはずの保険料の支払いが生じた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約①の払込期間を説明したうえで、契約②を勧誘している。
- (2)募集人は、申立人の意向（今より保険料が安く保障が充実した保険に乗換えたい）に沿った保険を提案しており、契約②の払込期間が終身であることも説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。